

<夫婦関係調整調停（離婚）>

1 申立人（申立てができる人）

夫

妻

2 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（相手方の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

3 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通 写し1通	
④	事情説明書(夫婦関係調整)	
⑤	子についての事情説明書(未成年の子がいる場合のみ)	
⑥	進行連絡メモ	
⑦	送達場所の届出書	
⑧	夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） ※2	

⑨	離婚とともに年金分割における按（あん）分割合（分割割合）に関する調停を求める場合、「年金分割のための情報通知書」（原本を提出するほか、申立書に写しを添付する必要があります）※3	
---	--	--

提出の際には、必ず「書面を提出される方へ D」を予めご確認ください。

※1 ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

資料の例(カッコ内は取寄せ先)

過去に別居やその間の費用等について取り決めた場合：取り決めにに関する資料
□合意書，公正証書，調停調書，審判書等の写し
養育費をめぐる話し合う場合：収入に関する資料
□源泉徴収票写し □過去数ヶ月分の給与明細写し □確定申告書写し □非課税証明書(市区町村役場)
財産分与をめぐる話し合う場合：夫婦の財産に関する資料
□不動産登記事項証明書(法務局) □固定資産評価証明書(市区町村役場) □預金通帳写し □預金残高証明書等(金融機関)

※2 3か月以内に発行されたものを提出してください。

※3 「年金分割のための情報通知書」について

- ① 1年以内に発行されたものが必要になります。
- ② 請求手続については、年金事務所（厚生年金の場合）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。
- ③ 情報通知書に記載されている住所を相手方に知られたくない事情があるときは、その部分を隠してコピーをし、申立書に添付してください。

4 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）